

但馬インターンシップ支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学等卒業時の地元就職の促進を図り、都市部から人口減少が見込まれる但馬地域(豊岡市、朝来市、養父市、香美町、新温泉町)への人材の環流並びに同地域内に所在する企業の優秀な人材の確保を支援するため、事業主が負担する有償インターンシップ実施に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することに関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

- 2 「対象地域」とは、県民局及び県民センターの設置に関する条例(平成12年3月28日兵庫県条例第5号)第2条に定める但馬県民局(豊岡市、朝来市、養父市、香美町、新温泉)の所管区域とする。
- 3 「大学生等」とは、学校教育法(昭和22年3月31日法律26号)に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校における専門課程に在学中の者をいう。なお、大学生等の出身地及び居住地は問わない。
- 4 「不正受給」とは、故意又は重大な過失により交付申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、交付申請書の記載誤りが故意又は重大な過失によらないと認められる場合はこの限りではない。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、対象地域内に本社又は主たる事業所(実質的な本社をいう。)を有する事業主であることとする。

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、前条の要件を満たす事業主が大学生等(以下「助成対象者」という。)を受け入れ、対象地域内に所在する事業所等において有償インターンシップを行う場合に、当該助成対象者に対して支給した給与(旅費は除く)とする。

(助成額)

第5条 助成額は、前条に定める給与のうち、事業主が助成対象者に支給した額の2分の1以内で、申請に基づき助成金を交付する。

- 2 前項の助成額は、助成対象者1人につき3,000円を1日の助成の限度とし、5日分(15,000円)まで請求する事が出来る。助成額が千円に満たない場合は助成を行わない。また、助成対象者1人あたりの助成額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 同一事業主に対する助成金の交付は、90,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業主は、助成対象者に有償インターンシップの給与を支給した日の翌日から起算して2箇月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日

までに、但馬インターンシップ支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、但馬県民局長に提出しなければならない。ただし、当該申請書の提出が助成対象者に有償インターンシップの給与を支給した日の翌日から起算して2箇月を超える場合に、特別な事情があると但馬県民局長が認める場合はこの限りではない。

- 一 インターンシップ給与受領確認書（様式第2号）
- 二 学生証又は在学証明書の写し
- 三 雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- 四 インターンシップの概要（体験内容等）が確認できる書類
- 五 その他但馬県民局長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第7条 但馬県民局長は、前条の申請を受理した場合は、当該申請書に係る内容の審査及び必要に応じて聞き取り調査等を行い、当該申請に係る助成金の交付を決定したときは、但馬インターンシップ支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により、また、不交付の決定をしたときは、但馬インターンシップ支援事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 助成金は、前条の交付決定後、同条の交付を受けた事業主（以下「助成事業主」という。）から提出される助成金請求書（様式第5号）により交付金を交付する。

（調査）

第9条 但馬県民局長は、助成金の交付について、必要と認める場合は、事業主等関係者から関係書類の提出を求め、また事情聴取、立入検査を行うことができる。

（不正受給に係る事業主への通知）

第10条 但馬県民局長は、助成事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成事業主に対し、但馬インターンシップ支援事業助成金交付決定取消及び返還通知書（様式第6号）又は但馬インターンシップ支援事業助成金交付決定取消及び返還通知書（一部返還）（様式第7号）により、それぞれ当該各号に掲げる額に係る交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させる旨の通知を行うものとする。

- 一 偽りその他不正な行為によって助成金の交付を受けた場合
- 二 当該事業主に交付されるべき助成金の額を超えて助成金の交付を受けた場合、当該交付されるべき額を超えて交付された部分の額

（交付台帳の整備等）

第11条 但馬県民局長は、助成金の交付又は不交付若しくは取り消しをした場合には、その都度、但馬インターンシップ支援事業助成金交付台帳（様式第8号）に記載するとともに、交付申請書その他関係書類を、当該交付等の決定日の属する年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 助成金の交付を受けようとする事業主は、助成金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

(手続きの特例)

2 この要綱第6条の規定による補助金の交付申請及び第7条の規定による補助金の交付決定に関し必要な手続きその他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例によりすることができる。